

平成 3 1 年 4 月 9 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 3 5 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3 件
(うち石油ストーブ(開放式) 1 件、ガスこんろ(LPガス用) 1 件、
石油ふろがま 1 件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2 件
(うち照明器具 1 件、凍結防止用ヒーター(水道用) 1 件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 5 件
(うちノートパソコン 1 件、電気冷蔵庫 1 件、折りたたみ椅子 1 件、
タブレット端末 1 件、電気あんか 1 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定して
いる案件
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 3 5 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03-3507-9204(直通)

F A X：03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900013	平成31年2月2日	平成31年4月4日	石油ストーブ(開放式)	OS-L26D(松下電器産業株式会社ブランド)	株式会社ニッセイ(松下電器産業株式会社ブランド)	火災	当該製品及び建物2棟を全焼、1棟を類焼する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月25日
A201900015	平成31年4月1日	平成31年4月5日	ガスこんろ(LPガス用)	PA-N39P-L	株式会社パロマ	火災 死亡1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	秋田県	
A201900016	平成31年3月9日	平成31年4月5日	石油ふろがま	CK-5	株式会社長府製作所	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から35年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月27日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900011	平成30年8月24日	平成31年4月4日	照明器具	RP8B154	日立照明株式会社 (現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から30年以上経過した製品 平成30年9月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年4月2日
A201900020	平成31年3月30日	平成31年4月5日	凍結防止用ヒーター(水道用)	SH-15(日本電熱株式会社ブランド)	株式会社小口製作所 (日本電熱株式会社ブランド)	火災	施設で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	北海道	

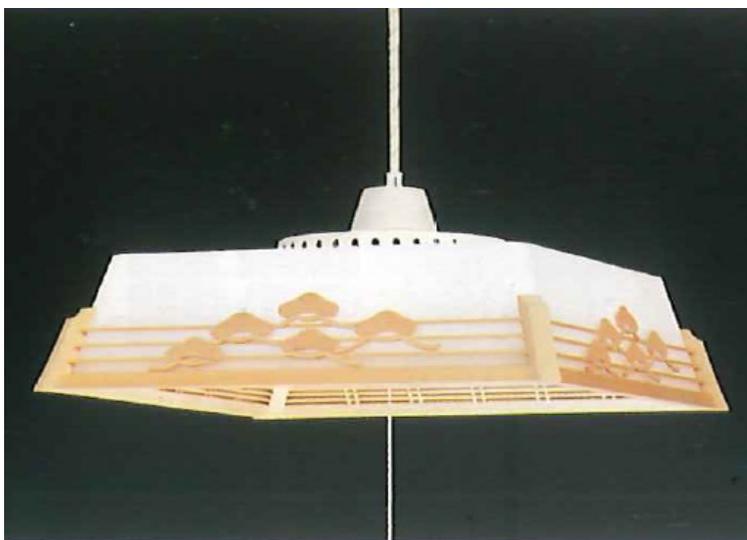
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900012	平成31年3月19日	平成31年4月4日	ノートパソコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A201900014	平成31年3月24日	平成31年4月4日	電気冷蔵庫	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	和歌山県	製造から40年以上経過した製品
A201900017	平成31年3月9日	平成31年4月5日	折りたたみ椅子	重傷1名	幼児(2歳)が当該製品につかまったまま転倒し、右手指を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年4月2日
A201900018	平成31年3月27日	平成31年4月5日	タブレット端末	火災	事業所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201900019	平成31年2月18日	平成31年4月5日	電気あんか	重傷1名	子供(11歳)が当該製品を使用して就寝中、足に低温火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から35年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月25日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし

照明器具（管理番号:A201900011）



凍結防止用ヒーター（水道用）（管理番号:A201900020）

